

はんなんしぎかいきほんじょうれい 阪南市議会基本条例

もくじ 目次

ぜんぶん 前文

だい1しょう そうそく だい1じょう
第1章 総則（第1条）

だい2しょう ぎかい およ ぎいん かつどうげんそく だい2じょう だい3じょう
第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

だい3しょう しみん ぎかい かんけい だい4じょう
第3章 市民と議会の関係（第4条）

だい4しょう ぎかい しちょうとう かんけい だい5じょう だい6じょう
第4章 議会と市長等の関係（第5条・第6条）

だい5しょう ぎかい かつどう だい7じょう だい15じょう
第5章 議会の活動（第7条—第15条）

だい6しょう ぎかい およ ぎかいじむきょく たいせいせいび だい16じょう だい20じょう
第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条—第20条）

だい7しょう ぎいん せいじりんり ていすうおよ ほうしゅう だい21じょう だい22じょう
第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第21条・第22条）

だい8しょう じょうれい いち ほそく だい23じょう だい24じょう
第8章 条例の位置づけと補則（第23条・第24条）

ふそく 附則

はんなんし は、アマモの^{そだつ}育つ魚庭（なにわ）の^{うみ}海とみどり^{ゆた}豊かな山々^{やまやま}に^{かこ}囲まれ、^{かんさいこくさいくうこう}関西国際空港からも^{ちか}近く、^{れきし}歴史と^{ぶんか}文化を^{たいせつ}大切に^すする^す住みやすいまちです。

はんなんしぎかい い か ぎかい はんなんしみん せんきょ えら ぎいん
阪南市議会（以下「議会」という。）は、阪南市民から選挙で選ばれた議員により^{こうせい}構成される^{きかん}機関であり、^{にっぽんこくけんぽう}日本国憲法、^{ちほうじちほう}地方自治法（^{しょうわ22ねん}昭和22年^{ほうりつだい67ごう}法律第67号）及び^{はんなんしじちきほんじょうれい}阪南市自治基本条例（^{へいせい21ねん}平成21年^{はんなんしじょうれい}阪南市条例^{だい21ごう}第21号）に基づき、^{にげんだいひょうせい}二元代表制の下、その^{きのも}機能を^{はつき}発揮、^{こうじょう}向上させながら、^{ちほうじち}地方自治の^{ほんし}本旨の^{じつげん}実現を^{めざ}目指します。

ぎかい は、「^{しみん}市民に^{した}親しまれる、^{しみん}市民に^{ひら}開かれた^{ぎかい}議会」、「^こ子どもも^{おとな}大人も^{せいじ}政治に関心を持ち、^{かんしん}参加し、^{さんか}参加し、^{ちようせん}挑戦したいと思える^{おも}議会」を^{めざ}目指し、^{しみん}市民との^{きょうちよう}協調の下に^{もと}地方^{ちほうぶんけん}分権の^{じだい}時代に^{かつぱつ}ふさわしい^{ぎかい}活発な^{きず}議会を^{きず}築いていきます。

ぎかい は、「^{さとうみさとやま}里海里山、^{しぜん}自然との^{きょうせい}共生」、「^{れきし}歴史と^{ぶんか}文化」を^{おも}重んじ、^{しみん}市民との^{しんらいかんけい}信頼関係を^{たか}高め、^{あら}新たな^{かち}価値の^{そうぞう}創造に向けて^む持続可能で^{じぞくかのう}未来^{みらい}につなが

るまちづくりを進めることを決意し、ここに議会及び議員の活動の基本
を定めた最高規範となる本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動に関する基本的事項
を定めることにより、地方分権と住民自治の時代にふさわしい議会の
在り方を明らかにするとともに、更なる議会の活性化を図り、もって
市民福祉の向上と市政の発展及び持続可能で環境にやさしいまちづ
くりに寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の声を市政に反映する市の意思決定機関であり、
次の各号に掲げる原則に従い活動する。

- (1) 公正性をもって市民に開かれたクリーンな議会を目指すこと。
- (2) 市民に情報公開と説明責任を果たすこと。
- (3) 議決にあつては、長期的展望をもって臨むこと。
- (4) 適正な市政運営が行われているかを監視すること。
- (5) 市民に親しまれる議会を目指し、傍聴したくなる議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に
認識し、活発な議論を行い、議員間の意思疎通の円滑化に努めるこ
と。
- (2) 市民の意見を的確に把握するために調査及び研究活動を行い、
併せて自己研さんに努めること。
- (3) 市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、

じょうれいまた せいさく ていあん せつきよくてき おこな つと
条例又は政策の提案を積極的に 行うよう努めること。

だい3しょう しみん ぎかい かんけい 第3章 市民と議会の関係

しみんさんかおよ しみん れんけい
(市民参加及び市民との連携)

だい4じょう ぎかい ぎいんおよ しみん じょうほうおよ いけん こうかん たよう ば もう
第4条 議会は、議員及び市民が情報及び意見を交換する多様な場を設
けるよう努める。

だい4しょう ぎかい しちょうとう かんけい 第4章 議会と市長等の関係

ぎいん しちょうとう かんけい
(議員と市長等の関係)

だい5じょう ほんかいぎ ぎいん しちょう た しつこうきかんおよ ほじょきかん
第5条 本会議における議員と市長その他の執行機関及びその補助機関
(以下「市長等」という。)との質疑応答は、論点及び争点を明確に
して行うものとする。

2 ほんかいぎおよ いいんかい ぎいん しつもん たい とうべん しちょうとう
本会議及び委員会において、議員の質問に対し答弁をする市長等は、
ぎちょうまた いいんちょう きよか え しゅし かくにん もくてき ほんもん
議長又は委員長の許可を得て、趣旨を確認する目的で反問することが
できる。

しちょう せいさくとう けいせいかてい せつめい
(市長による政策等の形成過程の説明)

だい6じょう しちょうとう せいさく ていあん ぼあい ぎかい しんぎ ろんてん
第6条 市長等は、政策を提案する場合は、議会の審議における論点を
めいかくか せいさくすいじゆん たか し つぎ かか じこう
明確化し、その政策水準を高めることに資するため、次に掲げる事項
について明らかにするよう努めなければならない。

- (1) せいさくていあん しゅし
政策提案の趣旨
- (2) ていあん いた けいい
提案に至るまでの経緯
- (3) た せいさく けんとうないよう
他の政策との検討内容
- (4) しみんさんか じつし うむ ないよう
市民参加の実施の有無とその内容
- (5) そうごうけいかく し そうごうてき けいかくてき ぎょうせい うんえい はか
総合計画(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため
の基本的な計画をいう。)との整合性
- (6) ざいげん そち
財源措置
- (7) しょうらい こうかおよ ひよう
将来にわたる効果及び費用

2 ぜんこう きてい よさん ていあんおよ けっさん にんてい じゆんよう
前項の規定は、予算の提案及び決算の認定について準用するものと
する。

だい5しょう ぎかい かつどう 第5章 議会の活動

ぎいんかん じゆうとうぎ (議員間の自由討議)

だい7じょう ぎいん ぎかい きのう はつき ほんかいぎおよ いいんかい
第7条 議員は、議会の機能を発揮するため、本会議及び委員会において、議員及び市長から提出された議案並びに市民等から提出された

ぎいんおよ しちょう ていしゆつ ぎあんなら しみんとう ていしゆつ
請願、陳情等に関して、議員相互間の自由な討議に努めるものとする。

せいさくりつあん (政策立案)

だい8じょう ぎかい ぎいん ていあん じょうれい せいていとう しゅだん もち
第8条 議会は、議員からの提案による条例の制定等あらゆる手段を用

いて、政策立案を行う。

せいさくとうろんかい (政策討論会)

だい9じょう ぎかい ごういけいせい え せいさくとうろんかい かいさい
第9条 議会は、合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。

かんしおよ ひょうか (監視及び評価)

だい10じょう ぎかい しちょうとう おこな じむ しっこう たい かんしおよ ひょうか おこな
第10条 議会は、市長等が行う事務の執行に対し、監視及び評価を行

う。

2 ぎかい かいぜん ひつよう みと しちょうとう たい てきせつ
議会は、改善の必要があると認めるときは、市長等に対し、適切な

そちまた たいおう もと
措置又は対応をとるよう求める。

いいんかい (委員会)

だい11じょう いいんかい せっち はんなんしぎかいいんかいじょうれい へいせい3ねんはんなんちょう
第11条 委員会の設置は、阪南市議会委員会条例（平成3年阪南町

じょうれいだい40ごう さだ
条例第40号）の定めるところによる。

2 いいんかい しせい かだい てきせつ じんそく たいおう しょかんじむ
委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務の

ちょうさ じっし きのう じゅうぶんはつき
調査を実施し、その機能を十分発揮しなければならない。

かいは (会派)

だい12じょう ぎいん ぎかいかつどう おこな あ かいは けっせい
第12条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 かいは せいさくけつてい せいさくていげん せいさくりつあんとう さい かいはかん ちょうせい
会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整

おこな ごういけいせい つと
を行い、合意形成に努めるものとする。

じょうほうはっしん (情報発信)

だい13じょう ぎかい きぞん ぎかいこうほうし はっこう くわ
第13条 議会は、既存の議会広報誌の発行に加えて、インターネット
はいしんどう じょうほうぎじゆつ はったつ ふ たよう こうほうしゆだん かつよう
配信等、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用すること
により、議会中継放送を行うなど市民が議会と市政に広く関心を持つ
よう ぎかいこうほうかつどう つと
よう議会広報活動に努めるものとする。

2 ぎかい ぎかいかつどう ぎあん たい かくぎいん たいおう こうひょう
議会は、議会活動をはじめ、議案に対する各議員の対応を公表する
とう じょうほう こうかい きょうゆう つと
等、情報の公開と共有に努めるものとする。

せいむかつどうひ (政務活動費)

だい14じょう ぎいん ぎかい やくわりおよ ぎいん しょくむ じゅうぶん にんしき うえ
第14条 議員は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識した上で、
ちようさけんきゆう た かつどう し せいむかつどうひ こうふ う
調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けること
ができる。

2 ぎいん しょうこしよるい こうかい せいむかつどうひ し と とうめいせい かくほ
議員は、証拠書類を公開し、政務活動費の使途の透明性を確保する
ものとする。

3 せいむかつどうひ こうふ べつ じょうれい さだ
政務活動費の交付については、別に条例の定めるところによる。

じせだい と く (次世代への取り組み)

だい15じょう ぎかい せいじさんか かんきょう とどの しょうちゅうがっこう
第15条 議会は、政治参加への環境を整えるため、小中学校への
でまえ こうざ こ ぎかいとう かいさい む かんけいきかん れんけい はか どりよく
出前講座や子ども議会等の開催に向けて関係機関と連携を図り、努力
するものとする。

だい6じょう ぎかいおよ ぎかいじむきよく たいせいせいび 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

がくしきけいけん ゆう ものとう かつよう (学識経験を有する者等の活用)

だい16じょう ぎかい ぎあんとう ちようさおよ けんきゆう あ てきせつ ほんだん し
第16条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資す
るため、必要があると認めるときは、ちほうじちほう きてい がくしきけいけん
を有する者等による専門的事項に係る調査並びに公聴会制度及び
ゆう ものとう せんもんてきじこう かか ちようさなら こうちようかいせいどおよ
参考人制度を活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとし
る。

きき かんりたいせい せいび (危機管理体制の整備)

だい17じょう ぎかい さいがいおよ かんせんしょうとう きんきゅうじたい はつせい
第17条 議会は、災害及び感染症等の緊急事態が発生したときは、
しみん せいめい しんたいおよ ざいさん かん あんぜんおよ あんしん かくほ しちよう
市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長

とう きょうりよく き き かんりたいせい せいび つと
等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

ぎいんけんしゅう じゅうじつ
(議員研修の充実)

だい18じょう ぎかい ぎいん せいさくけいせいのうりよくおよ ししつ こうじょう はか ひろ
第18条 議会は、議員の政策形成能力及び資質の向上を図るため、広
かくぶんや せんもんかとう まね ぎいんけんしゅうかい ねん1 かいじょうかいさい
く各分野の専門家等を招き、議員研修会を年1回以上開催するものと
する。

ぎかいじむきょく きのうせいび
(議会事務局の機能整備)

だい19じょう ぎかい ぎかい せいさくりつあんのうりよく こうじょう ぎかいかつどう えんかつ
第19条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑か
こうりつてき おこな ぎかいじむきょく ちょうさおよ ほうむきのう じゅうじつ はか
つ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実を図る
ものとする。

ぎかいとしょしつ じゅうじつ
(議会図書室の充実)

だい20じょう ぎかい ぎいん ちょうさけんきゅう し ぎかいとしょしつ じゅうじつ
第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に
つと
努めるものとする。

だい7しゅう ぎいん せいじりんり ていすうおよ ほうしゅう
第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

ぎいん せいじりんり
(議員の政治倫理)

だい21じょう ぎいん せんきよ えら しみん だいひょう りょうしん せきにんかん
第21条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、良心と責任感を
もって、品位の保持に努めなければならない。

ぎいん ていすうおよ ほうしゅう
(議員の定数及び報酬)

だい22じょう ぎいん ていすうおよ ほうしゅう きじゆん し じんこう めんせき ざいせいりよくおよ
第22条 議員の定数及び報酬の基準は、市の人口、面積、財政力及び
じぎょうかだいなら たし じょうきょうとう そうごうてき けんとう けつてい
事業課題並びに他市の状況を総合的に検討し、決定するものとす
る。

2 ぎいんていすう かいせい しせい げんじょう かだい しょうらい よそく てんぼう
議員定数の改正については、市政の現状と課題、将来の予測と展望
じゅうぶん こうりよ
を十分に考慮するものとする。

3 ぎいんほうしゅう かいせい はんなんしとくべつしよくきゅうりょうとうしんぎかい いけん
議員報酬の改正については、阪南市特別職給料等審議会の意見の
しみん きやつかんてき いけん じゅうぶん こうりよ
ほか、市民の客観的な意見も十分に考慮するものとする。

4 はんなんしぎかいぎいんていすうじょうれい へいせい14ねんはんなんしじょうれいだい24ごう また
阪南市議会議員定数条例(平成14年阪南市条例第24号)又は
はんなんしぎかいぎいん ぎいん ほうしゅうおよ ひょうべんしょうとう かん じょうれい しょうわ
阪南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和
47ねんはんなんちょうじょうれいだい26ごう かいせい じょうれいあん ぎいん ていしゅつ
47年阪南町条例第26号)を改正する条例案を議員が提出する

ばあい ぜん3こう きてい めいかく かいせいりゆう ふ
場合は、前3項の規定による明確な改正理由を付さなければならない。

だい8しょう じょうれい いち ほそく
第8章 条例の位置づけと補則

じょうれい いち
(条例の位置づけ)

だい23じょう このじょうれい ぎかいおよ ぎいん かつどう きほん さだ さいこうきはん
第23条 この条例は、議会及び議員の活動の基本を定めた最高規範で
ある。

じょうれい みなお
(条例の見直し)

だい24じょう ぎかい じょうれい せこうご つね しみん いけんおよ しゃかいじょうせい
第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の
へんかとう かんあん ぎかいうんえい かか ひょうか かいぜん おこな
変化等を勘案するとともに、議会運営に係る評価と改善を行うため、
とくべついいんかいとう せっち じょうれい きてい けんとう くわ
特別委員会等を設置し、この条例の規定について検討を加え、その
けっか もと てきせつ そち こう
結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ6ねん10がつ1にち せこう
この条例は、令和6年10月1日から施行する。